

## 第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

### 第1 はじめに

2016年2月29日（月）から同年3月11日（金）まで（移動日を含む。）、ティット・ルツティ（Tith Rithy）司法省検察官を団長とする研修員15名<sup>1</sup>を対象に、第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」<sup>2</sup>（以下「本プロジェクト」という。）の一環である。

本プロジェクトでは、従来から、主として、カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきた。特に、直近3回（第5回から第7回）の本邦研修<sup>3</sup>では、8つの紛争類型（金銭消費貸借、貸借、交通事故、離婚、所有権移転登記請求、所有権移転登記抹消登記請求、離婚に伴う財産分割、相続に伴う遺産分割）を取り上げ、研修員による訴状、答弁書、準備書面及び仮差押え申立書等の起案を行った。

本研修では、「金銭消費貸借」事案を取り上げ、判決書の起案を行い、判決書全般の基礎知識については、当部教官が説明した。また、各起案については、南敏文弁護士（元裁判官）に講評していただいた。

なお、次回以降の本邦研修でも、別事案を基に、判決書の起案を行う予定であり、最終的には、保全申立書から判決書までの各種書面について、一貫性ある記載例の作成を目標にしている。

### 第2 研修内容<sup>4</sup>

#### 1 訪問

##### (1) 日本公証人連合会、霞ヶ関公証役場

日本公証人連合会では、高井新二公証人による講義「日本の公証制度について」を拝聴し、最寄りの霞ヶ関公証役場を見学させていただいた。

<sup>1</sup> 研修員は、別紙1（研修員名簿）のとおり。司法省（MOJ：Ministry of Justice）、王立司法学院（RAJP：Royal Academy for Judicial Professions）、弁護士会（BAKC：Bar Association of the Kingdom of Cambodia）、王立法律経済大学（RULE：Royal University of Law and Economics）の4機関から選出。

<sup>2</sup> カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」（[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_cambo.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html)）、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」（<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>）等を参照されたい。

<sup>3</sup> 直近3回の本邦研修の概要については、ICD NEWS第62号から第64号の「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

<sup>4</sup> 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

カンボジアでは、契約等において公正証書が重要な役割を担っており<sup>5</sup>、公証制度の整備は、民法及び民事訴訟法の普及にとっても必須である。また、公証人養成校の第1期生（15名）が間もなく卒業する予定であり、公証人の活躍も期待される<sup>6</sup>。そのため、日本の公証制度の実務を見聞することで、新たな知見を得る機会となった。

## (2) 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会では、村松剛弁護士による講義「弁護士の法教育活動について」、菰田優弁護士・日弁連総合研修センター長による講義「日本弁護士連合会の研修に対する取り組みについて」を拝聴した。

本プロジェクトでは、民法及び民事訴訟法の普及を目的としており、専門家同士及び一般国民への普及が求められる。そのため、日本における普及や研修活動を見聞することで、新たな知見を得る機会となった。

## 2 意見交換

「予備的主張」「続審と事後審の違い」などの法律概念についての理解を深めたほか、法律用語の訳語についても意見を交わした。

その際、法律用語の「陳述」「認定する」「予備的」「推定／推認」「主張／供述／証言／答弁」などについて、従前の訳語では意味が分かりにくいなどという意見が少なからずあった。

このような傾向は、カンボジアの民法及び民事訴訟法の普及が新たな段階に移行していることを示唆しているように思われる。民法等の成立当初とは異なり、現在では、各種制度や法律概念を一通り説明するだけでは足りず、個々の訳語の語感を踏まえた上で、実務上の問題への適切な解決策やヒントを提示しながら説明することが求められている。今後の本邦研修や現地セミナーにおいても、常に配意しなければならない点であろう。

<sup>5</sup> 例えば、不動産売買では、公正証書の作成が効力要件（カンボジア民法 336 条 2 項）。抵当権の実行では、公正証書が執行名義の 1 つ（カンボジア民事訴訟法 496 条 2 号）。

<sup>6</sup> 公証人法は未整備。2007 年頃からフランスが起草支援。2015 年 12 月現在、公証人は 2 種類。首相令により公認された「公証人」（約 30 名）、司法大臣から任命された「公証人事務担当官」（48 名：各州 2 名で全 24 州）。

「公証人事務担当官」は、公証人法成立までの間、現役の裁判官、検察官及び行政官のうち、一定の者に対し、本来業務とは別に公証人としての権限を付与した臨時措置。



研修員同士での記載例の検討風景

### 3 共同研究（起案の講評）

南先生には、直近3回の本邦研修を通じ、一貫して起案の講評を御担当いただき、毎回、実務経験に裏打ちされた的確かつ簡潔なコメントにより、研修員から好評を博している。

今回は、裁判官当時の御経験を踏まえ、判決書の在り方についても併せて御説明いただいた。特に、日本の判決書で実際に使う言い回しを例示しながら、各起案の改善点を具体的に御指摘いただいたため、研修員としては、問題点について深く理解できたと同時に、日本の判決書の緻密さを体感できたものと思われる。



南先生による講評

### 第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、南先生、日本公証人連合会及び霞ヶ関公証役場の皆様、日本弁護士連合会の皆様、通訳人スワイ・レン氏及び天川芳恵氏、JICA 長期派遣専門家及び現地スタッフの皆様、財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

別紙1

1	<b>ティット・ルッティ</b>
	<b>Mr. TITH Rithy</b> 司法省検察官
2	<b>マオ・ピロン</b>
	<b>Ms. MAO Phiron</b> 司法省民事局次長
3	<b>セン・プッティ</b>
	<b>Mr. SENG Puthy</b> 司法省刑事局刑事法務・統計課課長
4	<b>ロク・ソクレン</b>
	<b>Mr. LOX Sokleang</b> 司法省司法監査局次長
5	<b>セン・ニエン</b>
	<b>Mr. SENG Neang</b> 最高裁判所 判事
6	<b>コン・ダラチャート</b>
	<b>Mr. KONG Tarachhath</b> 最高裁判所 判事
7	<b>ロ・ボバナ</b>
	<b>Ms. ROS Bophana</b> カンボット始審裁判所 判事
8	<b>サム・ルッティヴィアスナ</b>
	<b>Mr. SAM Rithyveasna</b> カンダール始審裁判所 検察官
9	<b>ノン・メヌ</b>
	<b>Mr. NORNG Meanun</b> 弁護士
10	<b>メアス・シトン</b>
	<b>Ms. MEAS Sithorn</b> 弁護士
11	<b>ソーン・ソチェット</b>
	<b>Mr. SORN Socheat</b> 弁護士
12	<b>ハップ・ファルティ</b>
	<b>Dr. HAP Phalthy</b> 王立法律経済大学教授
13	<b>ドム・イム</b>
	<b>Mr. DOM Im</b> 王立法律経済大学教授
14	<b>オウン・サカダ</b>
	<b>Dr. OUN Sakada</b> 王立法律経済大学教授
15	<b>テップ・ソック</b>
	<b>Mr. TEP Sok</b> 王立法律経済大学教授

教官 / Professor 内山 淳(UCHIYAMA Jun), 湯川 亮(YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 由井 水帆子(YUI Mihoko)

## 第8回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

別紙2

[ 教官： 内山教官, 湯川教官    専門官： 由井専門官 ]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 /	月	移動日			
3 /	火	10:00 12:30 JI CA オリエンテーション 国際協力部 オリエンテーション TIC	13:30~ 14:00~ 国際協力部 オリエンテーション 講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	TIC	
3 /	水	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	講義「判決書の書き方」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	TIC	
3 /	木	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 赤れんが共用会議室	12:15~ 14:00~ 所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 赤れんが共用会議室	
3 /	金	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	TIC	
3 /	土				
3 /	日				
3 /	月	意見交換 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	13:00~ 16:00 公証役場訪問 日本公証人連合会本部, 霞ヶ関公証役場		
3 /	火	日本弁護士連合会 日本弁護士連合会	意見交換 TIC	TIC	
3 /	水	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 TIC	共同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 TIC	TIC	
3 /	木	総括質疑応答 国際協力部教官 内山淳 TIC	13:00 14:30 評価会・修了式 TIC	TIC	
3 /	金	移動日			

※TIC JI CA東京国際センター